

2026年1月16日

各 位

会 社 名 オムニ・プラス・システム・リミテッド
(OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED)
代表者名 最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
ネオ・プアイ・ケオン
(Neo Puay Keong)
(コード番号：7699 東証グロース)
問合せ先 株式会社 OMNI-PLUS SYSTEM Japan
代表取締役社長 重田 直行
03-6841-3922

株式の無償割当て及び JDR 受益権付与率の変更について

当社は、2026年1月16日開催の取締役会において、下記のとおり株式の無償割当てを実施することを決議しましたので、お知らせいたします。また、株式の無償割当てにあわせて、当社の普通株式を表章する有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）の受益権付与率の変更が予定されておりますので、あわせてお知らせいたします。

1. 株式の無償割当ての目的

当社は、事業基盤の拡大と戦略的成長の加速に継続的に注力しており、AI 関連分野での新規事業の立ち上げや戦略的パートナーシップを積極的に進めております。これらの取り組みを踏まえ、将来的な事業機会の拡大に備え、戦略的パートナーシップにおける当社の適格性を高めることを目的として、利益剰余金の資本組入れによる株式の無償割当て（いわゆるボーナス・イシュー）を実施いたします。

株式の無償割当ては、繰越利益及び各種準備金を資本化し、これらを資本金に振り替えることにより実行されます。これは新たな資金調達を伴うものではなく、当社の資本構成を強化し、財務基盤を向上させることを意図しています。

株式の無償割当ての比率及び評価方法は、リーガル・アドバイザー及びフィナンシャル・アドバイザーとの協議の上で精査されており、現行の市場慣行及び規制上の期待に沿うものとなっております。当社は、株式の無償割当てが株主価値を希薄化しないよう配慮するとともに、関係者及び取引所への適時の開示を通じて透明性を確保してまいります。

2. 株式の無償割当ての概要

(1) 株式の無償割当ての方法

2026年1月21日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき普通株式0.14株の割合をもって、株式を発行し、無償で割当てます。ただし、JDRの保有者には、以下の理由により株式及びJDRは付与されず、したがって、株式の無償割当てに伴う端数も生じません。

- ・ JDR に関しては、以下の契約（以下「JDR 信託契約」といいます。）に基づき、信託受託者（三菱 UFJ 信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社を指します。以下同じ。）が株式の無償割当てを受けます。

<JDR 信託契約>

当社、信託の当初委託者としてのみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）及び信託受託者間の 2021 年 5 月 25 日付の「上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書」

- ・株式の無償割当てと同時に、信託受託者は、JDR 信託契約 22 条 3 項に基づき、同契約において定められた受益権付与率（JDR 一口が表章する当社普通株式の割合）を 100%から 114%に変更します。すなわち、現状は 1 つの JDR 一口は当社普通株式 1 株（100%）を表章しておりますが、1 つの JDR 一口が当社普通株式 1.14 株（114%）を表章するように変更します。

(2) 無償割当てにより交付する株式の状況

- ① 無償割当て前の発行済株式数：21,057,844 株
- ② 無償割当てを行わない自己株式数：0 株
- ③ 無償割当てにより交付する株式数：2,948,095 株
- ④ 無償割当て後の発行済株式数：24,005,939 株

(注) 無償割当てにより交付する株式数は、株主ごとに保有株式数に 0.14 を乗じて算定し、その結果生じる端数株式については会社を買取りを行った上で、買取り後の整数株式数の合計としております。

なお、JDR の総口数に変更はありません。また、本件株式の無償割当てにおいては、発行済株式数の増加と同時に、JDR 一口が表章する当社普通株式の数も同一の割合で増加するため、JDR 一口当たりの経済的価値に実質的な変動はありません。このため、本件に伴い、権利落ち後における JDR の理論価格について、調整が生じることは想定しておりません。

3. 日程

- (1) 基準日：2026 年 1 月 21 日
- (2) 効力発生日：2026 年 1 月 30 日

当社は外国会社であり、基準日及び効力発生日については、シンガポール法に基づく本社での決定手続との整合性を確保した上で設定しております。その上で、基準日から効力発生日まで一定の期間を設けている理由は、当該効力発生日に合わせて、無償割当て及び JDR 信託契約に基づく受益権付与率変更に係る実務手続きを適切に行うための準備期間を確保するためです。

4. その他

(1) 受益権付与率の変更

上記 2 (1) に記載したとおり、2026 年 1 月 30 日より、受益権付与率を 100%から 114%に変更する予定です。この変更は、信託法第 103 条第 1 項各号に掲げる事項に係る信託の変更（重要な信託の変更）には該当しないため、JDR 信託契約は JDR 信託同契約 56 条 1 項に基づき、当社及びみずほ証券の同意を得て変更され、JDR の保有者の承認等の手続は行われません。

(2) 資本金について

今回の株式の無償割当てにより、当社の資本金の額は、26,073,548 米ドルから 40,814,023 ドルに増加いたします。これに伴い、利益剰余金 14,740,475 米ドルが減少いたします。

(3) 配当について

2026 年 3 月期の中間配当（基準日：2025 年 12 月 26 日）は既に実施済みですので、株式の無償割当ては 2026 年 3 月期における配当には影響がございません。なお、2027 年 3 月期以降に配当がある場合（2026 年 3 月期期末配当を含む）には、今回の株式の無償割当て後の株式数を基準に実施いたします。その場合、株式の無償割当てにより発行済株式数が増加するため、1 株当たりの配当額は減少することになりますが、株式の無償割当てと同時に株式数の増加率と同じ割合で受益権付与率が増加するため（すなわち、JDR 一口が表章する当社普通株式の数が同じ割合で増加するため）、株式の無償割当てによっても JDR 保有者が受領できる配当金の額は変わりません。

以 上